



積雪等に伴う長時間停電を踏まえた防火対策の徹底について



積雪等の影響により長時間停電が継続する場合、消防用設備等の非常電源として蓄電池設備や非常電源専用受電設備等を用いている防火対象物は、消防用設備が有効に機能しなくなる等、防火対策に支障が出るおそれがあります。

そのため、長時間停電が継続することが懸念される場合には、消防用設備等の機能及び性能並びに防火対象物の用途、規模、収容人員等を考慮した防火対策を徹底し、下記を参考に安全を確保するようお願いします。

1 消防用設備等に関する事項

(1) 長時間停電が継続し、消防用設備等が作動しない場合に備えた対応

消防用設備等の非常電源として蓄電池設備や非常電源専用受電設備等を用いている場合には、消防用設備等が作動しない場合に備えて以下の対応を図ってください。

ア 消火設備

消火器、簡易消火用具等の設置場所及び使用方法を再確認すること

不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備等の自動消火設備については、手動による放出操作手順を再確認すること



イ 警報設備

巡回等によりこんろその他火気使用設備・器具の火元の警戒を入念に行う等、火災の早期発見を図るとともに、警報設備の設置範囲内への連絡及び周知体制を確保すること

ウ 避難設備

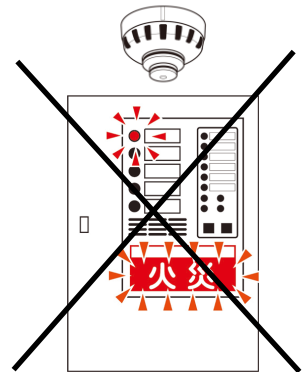
避難誘導體制及び避難経路を再確認すること

(2) 自家発電設備の機能の確保

消防用設備等の非常電源として自家発電設備を用いている場合には、防火対象物の関係者は、自家発電設備について必要な燃料の確保等に努めるとともに、常用電源復旧後、直ちに運転を停止し（常用電源復旧時、自動的に運転を停止するものを除く。）、燃料の補給等により、火災時の機能に支障のないように措置すること

特に、燃料が空となった後に燃料を補給した場合に再び適切に作動するためには、当該自家発電設備のエンジン部分の空気抜きが必要なことから留意すること

(3) その他の留意事項



自動火災報知設備の中には、長時間停電することに伴い予備電源の容量が低下すること等により異常警報を発するものがあることから、防火対象物の関係者は、これらの警報音が作動した場合における対処方法(警報音の停止方法、復電時における点検方法等)について点検事業者等に確認すること

2 その他の一般事項

(1) 火気管理の徹底

防火対象物の関係者は、電気こんろや電子レンジ等の電気機器の使用中に停電した際には通電時に火災が発生しないようスイッチを切る等の措置をすることについて、在館者に対して予め周知を図ること

(2) 119番通報体制の確保

停電により光回線を使用したIP電話やFAX機能付き電話等の一部の電話機が使用不能となるものがあることから、防火対象物の関係者は、予め電話機の状況を確認し、確実な119番通報体制を確保すること

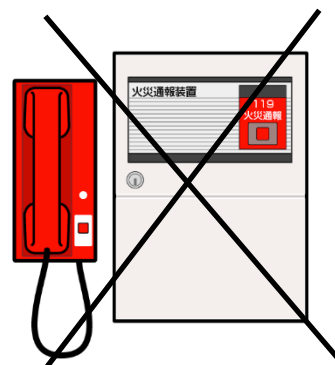
固定電話が使用できない場合は、携帯電話による通報を考慮すること

(3) 避難経路等の確保

停電により、電気錠が設けられた扉及び自動ドア等が機能を失って通行不能となるおそれがあることから、防火対象物の関係者は、予め避難経路又は消防隊進入経路を確認し、通行ができるよう対策を講じること

(4) エレベーターや遊具等の使用制限

停電により電気を動力とするエレベーターや遊具等が停止するおそれが高い場合には、防火対象物の関係者は、予め使用を制限すること



【問合せ先】

北はいま消防本部（予防課） ☎ 0795（27）8122